

郵便はがき

□□□□
□□□□



郵便物配達証明書

受取人の 氏名	大蔵大臣 三塙博 様
引受番号	112-50 851334 号
上記の郵便物は、毎月26日 配達したのでこれを証明します。	
東京都 東京中央郵便局	付 印

ユ07370

通信事務

100 東京中央郵便局

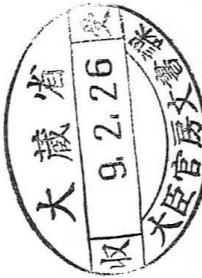
全國五角形
送達士連盟

様

渋谷区千駄ヶ谷
五一一一
代々木通りビン三〇二

□□□□

-手紙で心のふれあいを!-



大臣大臣殿

要望書

1997年2月26日

東京都渋谷区千駄ヶ谷5-12
全国青年税理士連盟
会長 高取後二
電話 03-3354-4095
FAX 03-3354-4095

我々は、若手の税理士約3000名により組織され、研修活動を中心として、研修活動を実現をめざしている団体です。官僚の腐敗が問題となつておらず、これは増税を前にした国民を著しく憤慨させ、納税意識を急速に減退させる大問題に発展するおそれがあります。下記の事実を大臣にお知らせするとともに、一刻も早くこの慣習を止めさせよう要望いたします。

記

要望 課税庁職員が、退職する幹部職員としての関与先（天下り先）を斡旋する行為は止めさせること。

理由

- 1、税務署が、幹部職員を税務顧問として迎えることの見返りとして、税務調査を免除するとか、税務調査の現場において、増差税額を減額して便宜を図るということが、現実に行われているようになります。またこのようなことは、わが国でいたる所で古くから言わわれてゐることであることを考えると、単なる風説とも思われません。
税務調査に手心を加えるから、課税庁幹部職員を顧問に迎えなさいといふのは、社会正義に反する行為にはほかなりません。これを看過するのであれば、課税の平等は地に落ち、国民の納税意を著しく減退させます。
- 2、退職する職員が、税理士登録した後の関与先を在職中に斡旋する行為は、課税庁職員の職務といえません。従つて税務調査の現場で天下り引き受けの交渉をしているということが事実であるならば、勤務時間中における職務の放棄であり、国家公務員としての重大な不正行為であります。
- 3、憲法は29条で国民の財産権を保護しておりますが、併せて30条では国民に納税の義務も課しております。それは同30条に規定されている適正手続きの下に、納税に關しては29条の財産権の保護の規定を30条が解除している、と解すべきものであります。つまり、財産権の保護と納税の義務とは密接な関係のある制度になつてゐています。ですから、適正な申告納税制度を実現し、維持していくためには、国民の信頼に足る税務庁と、専門知識をもつた納税者の代理人としての税理士制度が必要になります。
しかし、このような、いわゆる天下りを「課税庁職員の退職後の労務対策として必要である。」と宣言してはばかりない税務庁の姿勢は、かねてから問題として指摘されています。官僚の腐敗が社会的に糾弾されている今日、このような姿勢は、適正な租税制度の維持といふよりも、「役人は既得権維持を目的として行政を執行している。」と、国民の目には映ります。このような事実を多くの国民が知れば、当然のこととして、国民は税務庁に対して、さらには、税理士に対しても信頼を抱かなくなります。もちろん、それは申告納税制度の崩壊につながるものであります。以上



郵便物配達証明書

受取人の 氏名	國税庁 長官 日高壯平 様
引受番号	112-50-85134-5号
上記の郵便物は、 年 2月26 日 配達したのでこれを証明します。	
東京都	付  印
東京中央郵便局	郵便局

ユ 07370

郵便はがき



151-□□

通信事務

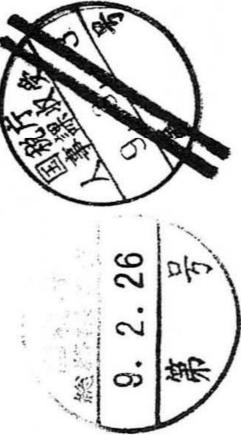
東京中央郵便局

全国青年税理士連盟 様

渋谷区千駄谷5-21-12
代々木リビング
303号



-手紙で心のふれあいを!-



要望書

国税庁長官殿

1997年2月26日

写

東京都渋谷区千駄ヶ谷5—21〒152
全国青年税理士連盟
会長 高取俊二
電話 03-3354-4127
FAX 03-3354-4095

我々は、若手の税理士約3000名により組織され、研修活動を中心として、国民のための税理士制度の実現をめざしている団体です。官僚の腐敗が問題となつていています。これは増税を前にした国民を著しく憤慨させ、納税意識を急速に減退させる大問題に発展するおそれがあります。下記の事実を大臣にお知らせするとともに、一刻も早くこの慣習を止めさせよう要望いたします。

要望

課税庁職員が、退職する幹部職員の税理士としての関与先（天下り先）を斡旋する行為は止めさせること。

理由

1、税務署が、幹部職員を税務顧問として迎えることの見返りとして、税務調査を免除するとか、税務調査の現場において、増差税額を減額して便宜を図るということが、現実に行われているようになります。またこのことは、わが国で古くから言わわれていてある所で古くからあります。またこのことを参考すると、単なる風説とも思われません。

税務調査に手心を加えるから、課税庁幹部職員を顧問に迎えなさいといふのは、社会正義に反する行為にはなりません。これを看過するのであれば、課税の平等は地に落ち、国民の納税意欲を著しく減退させます。

2、退職する職員が、税理士登録した後の天下りを在職中に斡旋する行為は、課税庁職員の職務とはいいません。従つて税務調査の現場で天下り引き受けの交渉をしているということが事実であるならば、勤務時間中における職務の放棄であり、国家公務員としての重大な不正行為であります。

3、憲法は29条で国民の財産権を保護しておりますが、併せて30条では国民に納税の義務も課しております。それは同30条に規定されている適正手続きの下に、納税に関する29条の財産権の保護の規定を30条が解除している、と解すべきものであります。つまり、財産権の保護と納税の義務とは密接な関係のある制度になつてゐるのです。ですから、適正な申告納税制度を実現し、維持していくためには、国民の信頼に足る税務庁と、専門知識をもつた納税者の代理人としての税理士制度が必要になります。

しかし、このような、いわゆる天下りを「課税庁職員の退職後の労務対策として必要である。」と公言してはばかりない税務庁の姿勢は、かねてから問題として指摘されています。官僚の腐敗が社会的に糾弾されている今日、このような姿勢は、適正な租税制度の維持といふむしろ、「役人は既得権維持を目的として行政を執行している。」と、国民の目には映ります。このような事実を多くの国民が知れば、当然のこととして、国民は税務庁に対して、さらには、税理士に対しても信頼を抱かなくなります。もちろん、それは申告納税制度の崩壊につながるもので、以上